

さ情審査答申第302号
令和7年10月7日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成30年3月28日付けで貴職から受けた、「貸し出し用タブレット端末マイナポータル用端末等に関する行政情報（本庁分に限る）（以下「本件対象行政情報」という。）」の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年11月21日付け市市I第1358号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消し、不開示とした「マイナポータル用端末管理者情報通知及びマニュアルの内目次の黒ノリの部分」の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

本件不開示情報は条例第7条第5号に該当しない

不開示理由の不立証

開示の公益性が高い

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効

マイナポータル用端末の要求台数調査に関する文書がなく、35台の台数が要望されている、各所管等へ必要な台数の調査をした行政情報が存在すると思われるので、再度、精査の上での再決定を求める

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

平成29年11月14日付け、審査請求人より「貸し出し用タブレット端末 マイナポータル用端末等に関する行政情報（本庁分に限る）」の行政情報開示請求書が提出され、平成29年11月21日付けで行政情報一部開示決定通知書を送付した。

実施機関では、開示請求書の「開示請求に係る行政情報の名称又は内容」から、保有していた全ての行政情報である別紙1【実施機関が特定した行政情報の名称】にある文書を特定した。そのうち、国の情報共有サイトのアドレスを記載した部分、パスワード及びセキュリティ上の仕様を記載した部分を公にすることで、セキュリティ上の脅威となりうる部分を特定することが可能となり、悪意のある者からの攻撃により安定した事務運用の継続が困難となるため、条例第7条第5号に該当すると判断し、不開示決定とした。

2 審査請求人の主張について

(1) 「端末台数調査の経緯を記した行政情報の再決定」との主張について

審査請求人は、「誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。マイナポータル用端末の要求台数調査に関する文書がなく35台の台数が要求されている、各所管等へ必要な台数の調査をした行政情報が存在すると思われるので、再度、精査の上での再決定を求める」と主張しているが、実施機関では、請求人からの開示請求について弁明書に添付した別紙1のとおり、開示請求の際に保有していた全ての行政情報を特定したものである。

(2) 「マニュアル内の目次黒塗り部分を開示せよ」との主張について

審査請求人は、「マイナポータル用端末管理者情報通知及びマニュアルの内目次の黒塗りの部分を開示せよ」と主張しているが、通知のパスワード記載部分及び目次の項目から、セキュリティ上の脅威となりうる部分を特定することが可能となるため、条例第7条第5号に該当すると判断し、不開示としたものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年11月14日に開示請求を行った「貸し出し用タブレット端末 マイナポータル用端末等に関する

行政情報（本庁分に限る）」である。

実施機関は、複数の文書を特定して一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分を取り消し、不開示とした「マイナポータル用端末管理者情報通知及びマニュアルの内目次の黒ノリの部分」について、開示を求めるとして本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

(1) 本件不開示部分は、国の情報共有サイトのアドレスを記載した部分、パスワード及びセキュリティ上の仕様を記載した部分であり、マニュアル内の目次部分も含めて、いずれもマイナポータルにおけるセキュリティ上の脅威の対象となりうる内容が記載されていることが認められる。そうすると、当該部分が開示されることにより、実施機関が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第5号に該当することを理由に不開示とした実施機関の決定は妥当である。

(2) また、審査請求人において開示請求をした際に、保有していた全ての情報を特定したとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、文書特定に瑕疵があったとも認められない。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 3月28日	諮問の受理（諮問第506号）
②	令和 7年 6月19日	審議
③	令和 7年 7月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 7年 9月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上 純一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴田 雅幸	行政経験者
委員	中澤 和美	弁護士
委員	水口 匠	弁護士
委員	龍 由紀子	弁護士

(五十音順)